【商品概要説明書】

決 済 用 普 通 預 金

（平成２８年４月１日現在適用中）

１．商 品 名	・決済用普通預金
２．販売対象	・個人、法人、任意団体等
３．期　　間	・この預金には払戻に関する期間の定めはありません。
４．預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額	 ・当行の本支店窓口のほか、キャッシュカードにより当行の現金自動預金機でも預入ができます。なお、個人用のキャッシュカードについては、オンライン提携金融機関での預入もできます。 ・１円以上、１円単位
５．払戻方法 (1) 払戻方法 (2) 払戻金額	 ・当行の本支店窓口のほか、キャッシュカードにより当行の現金自動支払機でも払戻ができます。なお、個人用のキャッシュカードについては、オンライン提携金融機関での払戻もできます。 ・定期積金の自動振替や公共料金の自動引落など、契約に基づき自動的に払戻すこともできます。 ・１円以上、１円単位
６．利息	・利息は付きません。 ※有利息の普通預金を決済用普通預金に切替えた場合、切替前の普通預金の利息については、切替前の普通預金の利息計算方法に従って計算し、直近の２月または８月の当行所定の日に支払います。
７．手 数 料	・キャッシュカードによる預入・払戻等の際に、当行およびオンライン提携金融機関等の所定の手数料がかかることがあります。
８．付加できる特約事項	・個人の決済用普通預金は総合口座による当座貸越が利用できます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に年０．５０％を上乗せした利率）
９．預金保険の適用	・適用されます。（全額が保護されます。）
10. 元本欠損リスクと要因	――
11.権利行使上の制限 ・中途解約の制限	――
12. 想定されるリスク	――

13. その他参考となる事項	・決済用普通預金が総合口座として利用されている場合、総合口座貸越の担保定期預金については、預金保険制度による定額保護（１金融機関毎に保護対象預金等の合算で、１人当り元本　１，０００万円までとその利息等を保護）の対象となります。 ・決済用普通預金が総合口座として利用されている場合、貸越金の利息については、普通預金と同一の利息計算期間とし、利息決算日の翌日に決済用普通預金口座から自動的に引落します。 ただし、定期預金の解約等により担保残高がゼロになるときは、その時点で貸越利息をいただきます。 ・預金規定に記載の別途表示する一定の期間とは、利息元加日を除いた口座の最終移動日以降１０年間とします。
14. 預金取引に関わるご相談・苦情窓口	・預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・静岡中央銀行 【ご連絡先】お客様相談窓口 【電話番号】0120-700-858 【受付時間】午前９時～午後５時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Ｅメール】info@shizuokachuo-bank.co.jp ・一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） 【ご連絡先】全国銀行協会相談室 【電話番号】0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・ＰＨＳから） 【受付時間】午前９時～午後５時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）